

第32表 国民所得概念上の銀行業の取扱

(1)		貨 幣	取 引 (I)	
費貸予利	金 利	用金子潤 25 50 5 30 110	サービス売上(保護預り等) 受取利子配当	10 100 110
(2)		貨 幣	取 引 (II)	
賃純	利 (a-b) 子金利子 受取利子配当	金子 50 △95 5 100 30 △15	サービス売上 費用 発生生産物	10 25 △15
(3)		貨 幣	取 引 と 帰 属 利 子	
賃純	支 払 支 利 払 子 (a+b-c) 貨幣子金子利子 (控除)受取貨幣利子	50 0 5 95 100 30 80	サービス売上(a') 貨幣費用(控除)(b')	105 10 95 25 計 (a')-(b') 80
(4)		企 業	業	
銀行サービス購入 子(銀行へ) 金利賃	金	10 100 40 150	売上銀行へ(費用として) (利潤見合) 在庫品	25 30 95 150
(5)		個 人	人	
サ帰個 一 属 ビサ ス 貯 上 蓄	利 子	95 95	金 (銀行から) 子 (企業から) 貨幣 幣 利 子 属 属 利 子	50 40 5 95 190
(6)		生 産 国 民 所 得		220
企 業 (生産150-銀行サービス10)		=		140
銀 行 (サービス売上105-費用25)		=		80
(7)		国 民 支 出		220
個人消費支出(帰属サービス95)				95
資 本 形 成 (30+95)				125
(8)		分 配 国 民 所 得		220
賃 金 (企業40+銀行50)				90
貨幣利子(企業支払100-受0+銀行支払5-受100)				5
帰属利子(銀行支払95-受0)				95
利 潤 (銀行30+企業0)				30

以上において、帰属利子の概念を銀行業の機能に照して説明したのであるが、これが生命保険、損害保険など特殊な金融機関となると事情はさらに複雑である。

これを保険業についてみよう。

保険会社の機能は、被保険者の将来における不測の危険を負担するため保険料を徴収し、事故のおこつた被保険者にその保険料を保険金として支払うかないしは支払いうるよう管理するとともに、被保険者に代つてその保険を投資運用して利子配当をえ、利潤を追求しているものといふのである。このことから、保険の性格を分析してみると、事故発生者に対する保険金の支払いと、それに対応する保険料の徴収は一種の所得の再分配であり、その保険金と保険料との関係は被保険者と保険会社との間の所得の移転(トランスファー)と考えられる。

つきに保険会社による余裕金の投資運用の關係は、銀行業が預金者の預金を無報酬で運用して投資所得をうることに似ているが、銀行業と異なるところは、その投資収入は殆んど被保険者に支払われず、保険料収入とともに、保険会社の被保険者に対する保険金の支払いやその他のサービス等をまかなう費用の源泉となつてゐることである。

ところで、右の保険会社の性格から、保険会社は一種の個人の集団とみなしうるので、その受取る投資収入は、当然被保険者に帰属せしむべきものと考へられる。この投資収入が帰属利子となるのである。

つきに保険会社は右にあげたようないろいろなサービスを提供してあり、サービス業と似ているが、それは保険料をのぞいては十分あきらまになつていない。このサービス売上をあきらかにするためには、一種の擬制が必要となるのである。

その擬制の方法として、保険会社は保険サービスを被保険者に提供する際、若し投資所得がないとすれば、保険料は

その部分だけ高く徴収しなければならぬであろう。このような考え方から、保険業のサービス売上上の総額は右の帰属利子と保険料を合計したもののみならず、ところがその総額のうちには、事故発生の際に発生する支払保険金のトランスファー分と、責任準備金や支払準備金の増加のような個人貯蓄とみなされる分とがあるので、そのままでは生産物とみなされないから、それらを控除した残額を被保険者に対するサービス売上と考え、これを純保険料収入、または被保険者に対する帰属サービス売上として保険会社の生産物とするのである。

この間の事情を第33表によつて説明しよう。
まず、相互保険会社と企業及び個人の貨幣取引をあらわした同表の(1)は所得と支出の勘定にいかにか組替えるか。保険会社は保険料三〇〇を個人から徴収し、それを運用して企業から利子八〇〇を受取る。この関係は同表の(2)においてその損金側に個人への帰属利子支払として八〇〇が計上される。

さらに帰属利子は同表の(3)のごとく、保険会社の総収入一、一〇〇の構成要素となる。この一、一〇〇から保険金一〇〇と責任支払準備金四〇〇とを控除すると、保険会社のサービス売上とみなされる純保険料収入六〇〇となる。これは保険会社においては、費用四〇〇と賃金二〇〇との計になる。

米国商務省の国民所得部では、保険会社の帰属サービスは、右にのべた第33表の(3)のような過程を考えず、ただちに同表の(1)から賃金二〇〇と費用四〇〇の計六〇〇の保険会社の経常経費を帰属サービス売上と考えているようである。

なお、相互会社でない株式会社では、利潤をも帰属サービス売上に加えられ、これは法人所得の構成要素となるが、相互会社においてはその利潤は法人所得には加えられず、個人貯蓄とみなされている。

第33表 相互生命保険会社の取扱

(1) 貨幣取引

(1) 生命保険		(2) 企業		(3) 個人	
損	益	損	益	損	益
保険金 100	保険料 300	売上 400	売上 400	保険料 300	保険金 100
賃金 200	利子 800	賃金 1,200	売上 400 (保険へ)	消費支出 1,100	賃金 200 (保険から)
費用 400			個人へ 1,100	個人貯蓄 500	1,200 (企業から)
計 700	計 1,100	計 2,000	計 2,000 (企業資本へ)	計 1,400	計 1,500 (企業から)

(2) 所得と支出の勘定

(1) 生命保険		(2) 企業		(3) 個人	
損	益	損	益	損	益
賃金 200	利子 800	利子 800	売上 400	消費支出 1,100	賃金 200
費用 400	売上 600 (サービス帰属)	賃金 1,200	売上 400 (保険へ)	個人貯蓄 500	1,200 (企業から)
利子 800 (個人帰属)			個人へ 1,100	個人貯蓄 500	800 (生保から)
計 1,400	計 1,400	計 2,000	計 2,000 (企業資本へ)	計 2,000	計 2,200 (生保から)

(註) 米国商務省国民所得部の現行方式による。

(3) 生保収支勘定取扱別法

(1) 益		(2) 損	
責任準備金 100	純保 600	保 300	利子 300
支払準備金 400			(帰属利子)
純保 600			
計 1,100		計 1,100	

所得と支出勘定

損		益	
費用 400	純保 600	料収入 600	個人業 600
賃金 200			
営業利 0			
計 600	計 600		

(註) 1. 相互生命保険会社の場合は純保険料収入即ち帰属サービス売上は経常営業経費のみであり、生命保険株式会社のそれには営業利潤は含まれる。
2. 純保険料収入の個人と企業への分割はいかなる基準によるべきかは銀行業における場合と同様困難である。

(4) 生保取引と国民所得の三系列との関係

(1) 国民総支出	(2) 分配国民所得	(3) 生産国民所得
1. 消費支出 600 (生保から)	賃金 (企業) 1,200	生保 200 (利子収入)
2. 資本形成 500 (個人貯蓄)	(生保) 200	800 + 帰属売上サービス 600 - 費用 400 = 帰属利子 800
計 2,200	貨幣利子 (生保 - 800 (支払 0 - 受取 200) + 企業 800 (支払 800 - 受取 0))	又は (帰属サービス売上 600 企業 - 費用 400)
	帰属利子 800 (受取 0)	企業 2,000 (生産 2,000 - 原料 0)
	◎生保の企業投資から受取るものは実際は個人に支払われないが支払われたものとする。	計 2,200
	計 2,200	

第34表 損害保険勘定

(1) 生産企業				(2) 損害保険				
生産企業(1)				損害保険(1)				
収入			支出	収入			支出	
売 上	100	賃 金	95	保 險 料	3	保 險 金	2	
		保 險 料	3	利 子 取 入	2	準 備 金	0	
		利 子	2			賃 金	1	
						利 潤	2	
計	100	計	100					
生産企業(2)				損害保険(2)				
売 上	100	賃 金	95	1	保 險 料	3	保 險 金	2
		保 險 料	3		帰 属 利 子	2	準 備 金	0
		利 子	2				繰 越	3
帰 属 利 子	2	帰 属 利 子	2	2	繰 越	3	賃 金	1
							利 潤	2
計	102	計	102	3	配 当 利 子 取 入	2	帰 属 利 子	2
生産企業(3)					(4) 国民所得と支出バランス			
売 上	100	賃 金	95	国民総生産	100	国民総支出	100	
帰 属 利 子	-2	保 險 料	3	分配国民所得	98	国民消費支出	100	
計	98	計	98	勤 勞 所 得	96			
(3) 事業勘定					利 子	0		
賃 金	96	売 上	98	利 潤	2			
利 潤	2	損 失 売	3	そ の 他	2			
保 險 料	3	保 險 上	3	保 險 金	2			
計	101	計	101	(資本偶発損)				

右のようなこの生命保険取引を第33表の(2)、(3)から国民所得の三系列にくみこんでみると、同表の(4)のごとくなる。さらに、損害保険について若干ふれておこう。損害保険会社は事業の財産等に対する損害を保険する機能をもつが、その附加価値はどうして求められるか。損保が企業の保険余剰金を運用して得た配当利子収入はその大部分が企業に利子として帰属せしめらる。かくて企業よりの保険料と帰属利子から、保険金支払と準備金を控除した残高が該損保のサーヴィス売上(これは企業へのコスト的サービスの売上げ)と考えられ、これに対応する要素費用が該損保の附加価値となるのである。

かくて第34表に示されるように、生産企業(1)、(2)と損害保険(1)からそれぞれ生産企業(3)と損害保険(2)とが導かれ、これらを総合すると、事業勘定(3)がえられるのである。これについての国民所得と支出バランスは、既述の生保の場合とほぼ同様の方法で構成されるのである。

つきに問題となることは、国民所得と国民総支出をバランスさせるためには、さきにも述べたごとく資本の偶発損を調整項目として附加しなければならぬのであるが、これは第34表(4)の国民所得と支出バランスにおいて、国民総支出一〇〇と国民所得九八をバランスさせることは、その他として保険金二を調整項目として加えることによつて可能なことからわかるように、通常保険金と準備金の増加によつてはかられるものである。

〔備考1〕 米国の国民消費支出中金融機関と保険関係消費サービス(S)の内訳は次のようになっている。
 家事一般 個人財産火災及び盗難保険——純支払(—)保険料——保険金支払(S)
 個人事業 仲買手数料及び投資相談所(S)
 銀行の信託サービス(S)
 Safety deposit box rental (S)

第35表 正味利子の産業部門別内訳

	1 2 3 4 5 6 7							8 9 10 11 12				
	計							会社への利子				
	純利子	貸借利子	差引	借入利子	差引	借入利子	差引	純利子	貸借利子	差引	借入利子	差引
	支払受取	(2-3)	支払受取	(5-6)			支払受取	支払	(9-10)	支払		
総計	3,714	5,847	5,895	△48	4,189	967	3,222	781	2,624	3,778	△1154	2,516
農林水産業	294	406	5	401		107	△107	2	10	5	5	
鉱業	9	42	15	27		18	△18	11	39	15	24	
煙草業	4	27	5	22		18	△18	△1	12	5	7	
製造工業	△51	532	254	278		329	△329	△46	514	254	260	
卸売小売業	△59	252	88	164		224	△224	△27	138	82	56	
金融不動産業	1,373	2,632	5,323	△2641	4,189	125	4,064	△1	861	3,244	△2385	2,516
銀行	△137	548	3,007	△2459	2,322		2,322	△137	323	2,510	△2187	2,050
保険及しうせん業等	△72	14	74	△60		12	△12	△17	6	19	△13	
その他の金融	△70	299	660	△361	322	31	291	△60	105	284	△179	142
運送保険	△25	5	1,533	△1528	1,545	42	1,503	△76	5	382	△377	324
保険代理業	△9	2	2	0		9	△9	△3	1	2	△1	
不動産業	1,684	1,762	47	1,715		31	△31	354	420	47	373	
運輸業	390	541	93	448		58	△58	384	529	93	436	
通信公益事業	370	467	66	398		28	△28	361	456	66	390	
サービス業	722	797	16	781		59	△59	36	65	14	51	
ホテル	42	50	2	48		6	△6	30	35	2	30	
個人サービス	△13	10	1	9		12	△12	3	5	1	4	
家計	623	623		623								
商業学校等	△1	2	2	0		1	△1	△1	2	2	0	
事業サービス	△5	6	4	2		7	△7	△4	3	4	△1	
修繕加工	3	8		8		4	△4	0	1		△1	
映画	7	18	6	12		5	△5	7	17	6	11	
映画以外の娯楽	1	4	0	4		3	△3	1	3	0	3	
医療保険	2	12		12		10	△10					
法務	△3	2		2		5	△5					
技術及其他自由業等	△3	1		1		4	△4					
その他の教育	27	29		29		1	△1					
宗教	29	29		29								
私利益団体	3	5	2	3								
対外関係	122	153	31	122								

(註) 1 = 8 + 15 + 20 + 27 + 28 1 = 4 - 7
 2 = 9 + 16 + 21 + 27 + 28
 3 = 10 + 17 + 22
 5 = 12 + 14 6 = 13 + 19 + 25 8 = 11 + 14

(1946年アメリカ合衆国産業別個人所得におけるもの)

	13 14		15 16 17 18 19					20 21 22 23 24 25 26					27 28			
	計		非会社企業					その他私企業					家計	海外		
	純利子	貸借利子	差引	借入利子	差引	借入利子	差引	純利子	貸借利子	差引	借入利子	差引				
	支払受取	(12-13)	支払受取	支払	(16-17)	支払	支払受取	支払受取	(21-22)	支払受取	支払受取	(24-25)				
581	1,935		216	640	64	576	360	1,364	1,739	2,022	△283	1,673	26	1,647	691	122
3	3		292	396		396	104									
14	14		△2	3		3	5									
8	8		5	15		15	10									
306	306		△5	18		18	23									
83	83		△33	108		108	141	1	6	5	1					
72	2,449		△43	47	64	△17	26	1,355	1,724	2,016	△292	1,673	26	1,647		
	2,050							0	225	497	272	272		272		
4	4		△55	8	55	△47	8									
23	119		△8	2	9	△7		△2	193	368	△175	180	7	173		
23	301							51	0	1,151	△1151	1,221	19	1,202		
3	3		△5	1		1	6									
20	20		24	36		36	12	1,306	1,306		1,306					
52	52		7	12		12	6									
28	28							8	8		8					
14	14		△4	41		41	45	△1		2	△2				691	
3	3		12	15		15	3									
1	1		△5	6		6	10									
1	1															
4	4		△1	2		2	3									
			3	7		7	4									
4	4		0	1		1	1									
1	1		△1	1		1	2									
			△4	6		6	10									6
			△4	2		2	5									
			△3	1		1	4									
			1				1									29
																29
																5
			△1							2	△2					

15 = 18 - 19 20 = 23 - 26

第四章 国民所得概念における特殊項目

第四章 国民所得概念における特殊項目

為替手数料 (Money-order fee) (S)

保険会社以外の金融仲介業によつて支払金なしに提供されるサービス—個人帰属利子 (個人企業等を除く)

生命保険取扱費 (a) 生命保険会社 (b) 友愛総合等

個人負債利子(S) (これは利子に関係しているものであつては、その意味は上記とは異なる)

(備考2) 第35表は米國商務省の国民所得における正味利子(個人利子所得)の内訳表である。

第二節 消費者負債利子

個人や家計にサービスを提供する非営利団体(非営利組合、宗教団体、社交クラブ、慈善団体、非営利学校病院等)

は、他の個人や非営利団体又は企業からの借入金又は月賦等によつて、建物や耐久財(電気洗濯器、ラチオ等)を建設し又は購入する。右に伴つて個人や非営利団体が支払う利子すなわち消費者負債利子は、利子の受領者にとつては一種

のサービス売上となり、支払者にとつては個人消費支出の一項目を構成するという考え方が、現在米國商務省国民所得部においてとられている。この間の事情は第36表に示された企業と個人間の取引が国民所得と国民支出の表にいかん表われるかによつて理解される。

個人は企業からえた貸金一〇〇のうち九五を財貨の購入にあて、企業からの借入金に対する利子として五を企業へ支出する。

第36表 消費者負債利子と国民経済計算

(1) 企業		(2) 個人又は非営利団体		(3) 国民所得と国民支出	
支出	生産	支出	収入	貸金	個人消費支出
貸金 100	財貨 100	貸金 95	貸金 100	貸金 100	財貨 95
利潤 5	利子(サービス売上) 5	財貨 5		利潤 5	財貨 5
					国内投資
					在庫品増加 5
					(利潤に見合う)

企業はその利子五をサービス売上として収入し利潤五を獲得する。

同表の(1)、(2)のバランスから、国民所得は貸金一〇〇、利潤五、計一〇五となり、国民支出は個人消費支出一〇〇(財貨九五、消費者負債利子から発生したサービス五)、在庫品増加五とからなり両者はバランスする。

このことはたとえ非営利団体が個人からの借入金に対して支払う利子についても同様であるが、この場合の消費者負債利子は分配国民所得の個人利子所得の一要素となるのである。

このような消費者負債利子を、果して所得又はサービス生産として附加価値に附加すべきかどうかについてはいろいろな見解がある。

附加価値とみる考え方は、耐久財の購入に伴つて発生したこの利子は、耐久財のじ後において発生する生産物価値から支払われる資本利子(政府の生産公債利子類似のもの)とも考えられることに起因する。

他の見解はかかる利子を単に個人間又は個人と企業間における所得の移転とする。したがつてこの場合は右の表の国民所得は企業が消費者負債利子五を得て利潤五を獲得するが、これは一種のトランスファーとして相殺されてなくなり、一方また国民支出は消費者負債サービス売上五が消えて両者とも一〇〇となつてバランスする。ただこのことによつて国民所得と支出のバランスにおいては国民所得は貸金一〇〇、国民支出は個人消費支出九五、在庫品増加五(個人貯蓄五と見合)という結果となる。

消費者負債利子は非耐久財に伴つて発生する場合もあり、この場合は赤字公債の利子と同様明かに所得の移転を示すと考えべきものである。またこの消費者負債利子を耐久財生産のために発生した利子と区別することは實際上困難であり、さらにそれが耐久財の効用から発生するものと見なすことも問題であるといわなければならない。すなわち、例

第 36 表 非営利団体を中心とした国民経済計算 (例)

(1) 非営利団体を中心とした取引
(イ) 非営利団体

支 出		収 入	
1. 賃 金 (個人へ15) 15	6. 寄 附 (個人から10) 11		
2. 利 子 (個人へ18) ③(S)	7. " (企業から) 5		
3. " (企業へ23) 12	8. *負担金 (個人から) 8		
4. 購 入 (企業へ25) 12	9. 利 子 (企業から) 7		
5. *救助費 (個人へ19) 4			
計 36	計 31		
個人貯蓄 Δ5			

(ロ) 個人

支 出		収 入	
10. *寄 附 (団体へ6) 11	15. 賃 金 (団体から1) 15		
11. *負担金 (" 8) 8	16. " (個人から14) 6		
12. 購 入 (企業へ26) 40	17. " (企業から20) 45		
13. 利 子 (" 11) 1(S)	18. 利 子 (団体から2) ③		
14. 賃 金 (個人へ16) 6	19. *救助費 (団体から5) 4		
計 66	現 金 計 73		
個人貯蓄 (7)			

(ハ) 企業

支 出		収 入	
20. 賃 金 (個人へ17) 45	23. 利 子 (団体から3) 2		
21. 寄 附 (団体へ7) 5	24. " (個人から13) 1		
22. 利 子 (" 9) 7	25. 売 上 (団体へ4) 12		
計 57	26. " (個人へ12) 40		
利 潤 Δ2	計 55		

(ニ) 資本勘定

貯 蓄	投 資
企業利潤 Δ2	国内資本形成 0
個人貯蓄 2	
計 0	計 0

(2) 個人所得と支出

(1)の(イ)と(ロ)を合併し(イ)と(ロ)の間の振替(*印を付した)項目を相殺

個人 支 払		個人 所 得	
直接サービス購入 27		賃 金 66	
賃 金 (15) 15		(15) 15	
" (16) 6		(16) 6	
消費者負債	③	(17) 45	
サービス(利子) (2) ③		(13) 10	
" (3) 2			
" (13) 1			
財貨購入 52		(個人と非営利団体)	
" (4) 12		消費者負債利子 (18) ③	
" (12) 40		その他の個人所得 (9) 7	
個人貯蓄 2		振替所得 5	
(1)の(イ)(ロ)のバランス項目		寄 附 (7) 5	
計 81		計 81	

(4) 国民生産費と国民支出

国民生産費		国民支出	
分配国民所得 74	個人消費支出 0		
賃 金 66	直接サービス購入 27		
利 子 10	財貨購入 52		
計 76	計 79		
利 潤 Δ2			
調整項目(事業振替) 5	国内資本形成 0		
計 79	計 79		

- (註) 1. (S)はサービス支出
2. * は非営利団体と個人の勘定を統合するさい相殺される項目である。
3. ○ 印の金額は消費者負債利子とも消費者負債サービスともなるものである。

第四章 国民所得概念における特殊項目

第 37 表 非営利団体を中心とした取引

(1) 企 業

支 出	収 入
(1) 賃 金 90	(3) 財 貨 100
(2) 寄 附 10	

(2) 団 体

支 出	収 入
(4) 賃 金 10	(5) 寄 附 10

(3) 個人所得と支出

収 入	支 出
(6) 賃 金(1) 90	(8) サービス 10
(4) 10	(4) 10
(7) 事業振替所得 (2) 10	(9) 財 貨 (3) 100

非営利団体(以下団体とよぶ)の取引を、個人所得と支出若しくは国民所得と支出のバランス(以下所得バランスとよぶ)に構成する際、非営利団体そのものは家計(個人)と同一と見なされるが、その諸取引項目は実際どのように取扱われるかを第37表によつて見ることにする。

第三節 非営利団体の取扱と事業振替支出

まず団体の寄附や負担金(課金)収入は個人の支出に、またその現金救助支出は個人の収入にそれぞれ見合うものであり、これらの諸項目は、単なる所得の団体と個人間の移転と見なされ、個人所得と支出のバランスを構成する過程において相殺される。

つぎに団体が個人に支払う賃金、借入金利子についてはサービスの買上と見なされる。これらは個人消費支出の構成項目となるとともに、個人にとつては収入となり個人所得の構成項目

えは個人の建物からの効用は家賃として国民所得に評価計上されているから、更にこの建物購入のための借入金利子を含めることはこれと重複するし、非耐久財に伴つて発生する消費者負債利子は少ないと考えられるわが国の現状では、これを分配国民所得や国民支出の一構成項目と考えるほどではないであろう。

となつて所得バランスにあらわれる。

団体が企業から受取る投資所得（利子）は個人所得の個人利子所得となつてあらわれるが、寄附金収入（企業の事業振替支出）については、個人支出と個人所得勘定をバランスさせるため、バランス項目としてこれを個人所得に附加しなければならぬのである。

そのわけは企業のバランス（第37表の(1)）において財貨売上は100であるのに、個人への要素費用支払は90にすぎないため、財貨の売上をあらわす個人支出110と要素費用をあらわす分配所得（本例では個人所得）100とをバランスさせるためには、企業の損金である寄附金（事業振替支出よりの所得）10を附加する必要があるのである。

また団体の企業に対する利子支払は、消費者負債利子として個人消費支出の項目となつてあらわれる。以上の事項を念頭において第38表の(1)(4)の団体と(1)(4)の個人と統合すると、(2)について個人所得八一と個人支出八一としてそのバランスが得られるのである。

右表における個人貯蓄に対応する生産物を在庫品増加としてあらわすと、国民生産費と国民支出の表(4)がえられる。

この取扱いにおいて消費者負債利子三を利子所得に、また消費者負債利子に伴うサービス生産六を個人消費支出に含めないこととすると、個人消費支出、国民支出ともに七三となる。また利子所得が七となり、利潤は消費者負債利子に伴うサービス売上から発生した分三を差引くと△五となつて、分配国民所得は七三となる。

第四節 在庫品評価調整

(1) 在庫品評価調整の意義

米英などでは、分配国民所得における法人及び個人業主の所得は、企業の損益計算書をもとにして算定した所得そのままではなく、これに在庫品評価調整をおこなつた後のものでなければならないことになつてゐる。

これは、企業の損益計算書からえられた所得そのままでは、物価の変動のほげしい時期には、在庫品の評価方法如何によつて、実際には在庫品が物量的には増加しなにもかかわらず、物価変動の結果による架空の利益（正及び負）が計上されることになるからである。

すなわちこの利益は、その期間中の経常的な生産の増加によつて生じたものではなく、過去に蓄積された資本（在庫品）の評価増減を反映するもので、いわゆる資本の損益（Capital gain and loss）とみなされるから、国民所得には包含せしめるべきではないのである。

さきに述べた在庫品評価調整とは、このような資本の損益を控除することである。

なお、わが国の国民所得統計では、この在庫品評価調整は一応の試算はあるがまだ正式には行われていない。

(2) 在庫品評価調整を必要とする理由

右の如く在庫品評価調整は国民所得統計上の在庫品変動の取扱いと、これに対する企業経理上の取扱いとの差異を調整するものであるから、まず企業経理の実情をながめてみよう。

企業の損益計算においては、一般に損失の側における棚卸資産の期中消費量をしるために、製品、半製品などの庫入、庫出をその都度記帳する継続記録法と、逆に定期に实地棚卸量をおさえることにより、期首在庫量に庫入量を加え期末在庫量を差しひいて期中消費量を求める棚卸計算法とが用いられている。

ところで在庫品の評価方法には、(一)原価法 (二)低価法 (三)時価法の三法がある。

そこで前にのべた在庫品評価調整を必要とする理由を、右の原価法のうち、F・I・F・O（先入先出法又は先入順法）とL・I・F・O（後入先出又は最終原価法）とによつて、以下のような前提による簡単な設例を設けて説明してみよう。

（前提）

(i) 期首在庫四単位、単価一円、合計四円

(ii) 当該一年間に四月、八月、及び一二月にそれぞれ四単位づきの仕入と売上げがあつて、期末在庫は依然として四単位であつた

説明の便宜上売上げによるマージンは見ないものとすれば、前掲の二つの経理方式ではどのように記録されるであらうか。

すなわち第39表に示す計算経過によつて明かなように、F・I・F・Oの場合は期末在庫高は一六円と記録され、これから期首の四円を差引くと一二円の増加として現われる。

従つて企業利潤として企業経理による損益額をそのまま計上すると、この一二円が含まれる。しかるに期末在庫と期首在庫の数量を比較するならば（この設例では簡単のため何れも四個と記されているので実情を必ずしもよくあらわしていないが）増減がないので、両者の差一二円を評価上の損益として除去しなければならぬこととなる。

これを国民所得と支出の勘定で表わせば第40表の如くなるであらう。これに反してL・I・F・Oの場合は、第41表に示されるように、期末在庫も期首在庫も同一の価格で評価されてみるとみなされるので、 $4円 - 4円 = 0$ は簿価によるものも物量面から求めた場合も同様な結果となる。（第42表参照）

従つてこの場合には在庫品評価調整を必要としないのであり、この場合の国民所得と支出の勘定は第38表の通りである。

第39表 原価法による企業利潤計算例(その一)
(F・I・F・Oの場合)

	庫入(仕入)高 (A)	庫出高 (B)	売上高 (C)	在庫値上り による利潤(D)	期末在庫 (E)
1月	—	—	—	—	4×1円=4円
4月	4×2円=8円	4×1円=4円	4×1円=8円	4円	4×2円=8円
8月	4×3円=12円	4×2円=8円	4×3円=12円	4円	4×3円=12円
12月	4×4円=16円	4×3円=12円	4×4円=16円	4円	4×4円=16円
合計	36円	12ヶ	24ヶ	12ヶ	36円

第40表 F・I・F・Oの場合の在庫品評価調整

分配国民所得		国民支出	
I. 該企業所得以外の分配所得	36円—(1)	I. 消費支出	36円—(2)
II. 簿価による該企業利潤	12円—(3)	II. 民間資本形成	0円
III. 在庫品評価調整(控除)	12円		
計	36円	計	36円

（註）(1) は仕入額（前表の A=36円）がそのまま分配国民所得の額に一致すると仮定した
(2) は売上高 C=36円
(3) は前表の E の期末在庫額(16円) - 期首在庫額(4円)

第41表 原価法による企業利潤計算例(その二)
(L・I・F・Oの場合)

	庫入(仕入)高 (A)	庫出高 (B)	売上高 (C)	在庫値上り による利潤(D)	期末在庫 (E)
1月	—	—	—	—	4×1円=4円
4月	4×2円=8円	4×2円=8円	4×2円=8円	0	4×1円=4円
8月	4×3円=12円	4×3円=12円	4×3円=12円	0	4×1円=4円
12月	4×4円=16円	4×4円=16円	4×4円=16円	0	4×1円=4円
合計	36円	12ヶ	36円	12ヶ	36円

第42表 L・I・F・Oの場合の在庫品評価調整

国民所得		国民支出	
I. 当該部門以外の所得	36円	I. 消費支出	36円
II. 当該企業利潤	0円	II. 在庫品増減	0円
III. 在庫品評価調整	0円		
計	36円	計	36円

以上の設例で明かなように、在庫品評価調整を要するか否かは、一にかかつて企業が消尽在庫（庫出額）の評価をどのように記録（整理）しているかによるわけである。

(3) 評価調整方法

前掲設例にもとづいて、在庫品評価調整の方法を簡単に説明しよう。

前掲の例ではF・I・F・Oの場合一二円の在庫品評価調整を必要としたが、これはどのようにして求められるか。われわれが通常企業の帳簿から求めうるものは、せいぜい期首在庫額四円と期末在庫額一六円、ならびに売上額三六円にすぎず、その都度の数量的な変動を求めるとは困難である。

したがつてわれわれは、物価の変動と在庫品の廻転率を考慮して、期首、期末在庫額から期中の物量的な変動を求めなければならぬ。

いま在庫品の廻転率は次の式から近似値が得られる。

$$\frac{\text{売上}}{\text{期首在庫額} + \text{期末在庫額} + 2} = \text{在庫品廻転率}$$

この式によつて(i)の設例による廻転率を求めれば、

$$\frac{36\text{円}}{(4\text{円} + 16\text{円}) + 2} = \frac{36\text{円}}{20\text{円}} = 3.6 \quad \text{即ち年々三・六廻転する。}$$

したがつて、期末在庫額に反映される物価は、約三月即ち一〇・一一、一二月の物価が繰り込まれているとみなされる。

簡便では、この間の物価は一ヶ当り四円であるから期首の一円に比べて四倍の値上りといひ得よう。そこで期首、期末の在庫を同一物価で比較する為には、期末価格をこの倍率（物価増数）でデフレートして不変価格によるものに換算する必要がある。

$$\begin{aligned} \text{すなわち、} & \frac{\text{期末在庫}}{\text{物価上昇率(物価増数)}} = \frac{\text{不変価格による期末在庫}}{\text{不変価格による期末在庫}} \\ \text{したがつて、} & \text{不変価格による期首在庫} - \text{不変価格による期末在庫} = 4\text{円} - 4\text{円} = 0\text{円} \dots\dots\dots(A) \\ \text{これに対し、} & \text{簿価による期首と期末の差} = 16\text{円} - 4\text{円} = 12\text{円} \dots\dots\dots(B) \end{aligned}$$

右のうち(A)がわれわれの求める本来の在庫品変動であり、在庫品評価調整は右の両式によつて A-B=0円-12円と推計される。

(4) 昭和二十五、二十六歴年における評価調整額の推計方法

仮設例による説明は以上の如くであるが、これを具体的にわが国の統計資料に則して推計する場合は、在庫総額の把握、企業の経理状況の調査(L・I・F・O、F・I・F・O、それぞれによつて把握された在庫額)、更には物価指数の選定等各種の難点に遭遇するが、経済審議庁国民所得課における二十五、二十六両年の在庫変動並に在庫品評価調整を推計した過程の主要段階を摘出すれば次の如くである。

- (i) 法人企業、個人企業（商工業、農家等）別にそれぞれ各期末における在庫品総額（簿価による）を推計する。
- (ii) 全在庫額のうち、後入先出法（L・I・F・O）等によつて経理された、すなわち在庫品評価調整を必要としない在庫額の割合を推計して、これを(i)から控除する。

これは前掲の設例で明かなように、簿価によるすべての在庫品の変動について評価調整を必要とするのではなく、特